



資産形成応援！

NISA

キャッシュバックキャンペーン

実施期間：2025年12月1日(月)～2026年3月31日(火)

NISA(成長投資枠)を
利用して
25万円以上ご購入で

ご購入手数料の **30%**
相当額をキャッシュバック！

2025年枠、2026年枠
どちらも対象！

さらに！

インターネット(※1)での
ご購入は、割引サービス
との併用でさらにおトク！

- ① ご購入手数料の **30%** を割引！
+
② ①の割引後手数料の **30%** (※2)
相当額をキャッシュバック！

※1：インターネット…池田泉州TT証券ダイレクト

※2：割引サービス(30%)適用後の税抜き手数料の30%

NISAとは？

NISA口座で購入した投資信託等の運用益が非課税になる制度です。長い人生をより充実させるためには資産形成が重要。NISAはライフプランに合わせた資産形成を応援してくれる制度です。

Point 1

ずっと非課税で
運用できる

非課税期間が**無期限**に！

Point 2

非課税で投資できる**金額が増えた**

2つの枠が併用できるようになったので、
つみたて投資枠120万円+成長投資枠240万円、
合計で**年間360万円**まで投資可能

Point 3

途中で売却しても
その分また投資できる！

売却した分、
翌年に投資枠が**復活**します

商号等／池田泉州TT証券株式会社
金融商品取引業者
近畿財務局長(金商)第370号
加入協会／日本証券業協会

池田泉州ホールディングスグループ



池田泉州TT証券



<https://www.sittsec.co.jp>
(2025年12月1日現在)

本キャンペーンにつきましては、裏面のご留意事項もあわせてご覧ください。

キャンペーン内容

■期間	2025年12月1日(月)～2026年3月31日(火)
■対象のお取引	キャンペーン期間中に、NISA(成長投資枠)を利用して株式等または投資信託を25万円以上ご購入いただいたお客さまに、購入手数料(消費税等除く)について、以下のとおりキャッシュバックさせていただきます。 ①国内株式・外国株式・国内ETF・外国ETF・REIT:ご購入手数料の30% ②国内投資信託:ご購入手数料の30% ③池田泉州TT証券ダイレクトでのご購入:割引サービス(30%)適用後の税抜き手数料の30%
■お取引条件	○一回のご購入にあたり、お申込代金(約定金額+手数料(税込)の合計金額)が25万円以上のお申込が対象となります。 ○NISA(成長投資枠)の枠内であれば、期間中の複数のお申込が対象となります。 ○投信定額積立によるご購入、お申込手数料が不要の商品は対象外です。 ○池田泉州TT証券ダイレクト割引サービス(30%割引)が適用されたお取引については、割引後の税抜き手数料が算出対象となります。
■入金方法	2026年5月下旬頃に、対象のお客さま(口座名義人)の証券総合口座へ入金いたします。 ※複数回の対象取引があった場合、キャッシュバック金額は合計での入金になる場合があります。
■ご留意事項	○入金日に証券総合口座を解約されている場合は対象外となります。 ○キャッシュバックされた金額は課税対象となり、確定申告が必要な場合があります。 (詳しくはお住いの管轄の税務署または税理士へお問合わせください) ○池田泉州TT証券ダイレクト(インターネット取引)のご利用には申込手続きが必要となります。

※本キャンペーンは、金融情勢の変化等によりキャンペーン内容を変更、またお取扱いを中止させていただく場合があります。
※本キャンペーン終了後、同様のキャンペーンを実施する場合があります。

NISAについてのご注意事項

◎NISA口座は、日本国内に居住する18歳以上(その年の1月1日時点)の個人のお客さまが開設できます。◎一定のお手続きのもとで、金融機関の変更が可能となりますが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設した場合でも、各年において1つのNISA口座でしかお取引いただけません。NISA口座内に保有されている商品を他の年分の非課税投資枠または他の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更される年分の非課税投資枠を使用して既にお買付されていた場合、その年分について、金融機関を変更することはできません。◎NISA制度では、年間投資枠(つみたて投資枠120万円/年、成長投資枠240万円/年、合算360万円/年(最大))の範囲内で購入した上場株式、公募株式投資信託等から生じる配当所得(株式の配当金等は株式比例配分方式での受け取りのみ)および譲渡所得等が非課税となります。年間投資枠は受渡日で算定され、年を跨いだ取引については翌年の年間投資枠を費消します。非課税保有限度額(つみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円、うち成長投資枠1,200万円)については、NISA口座内の商品を解約した場合、当該解約した商品が費消していた非課税保有限度額のみ分だけ減少し、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用する

ことが可能となります。◎投資信託における分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は、投資した元本の一部払い戻しとみなされ、そもそも非課税であることから、制度上のメリットを享受することができないことにご留意ください。◎NISA口座における損失は税務上ないものとされるため、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との損益通算はできず、繰越控除もできません。◎制度上、NISA口座に初めてつみたてNISA勘定、もしくは、つみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日(以下、基準経過日といいます)におけるお客さまのお名前、ご住所について金融機関に確認が求められます。基準経過日から1年を経過するまでの期間が確認期間とされており、その間に当社がお客さまのお名前、ご住所等の確認ができない場合には新たにNISA口座を利用した取引ができなくなる場合もございますのでご注意ください。◎旧制度のNISA口座での非課税期間終了時は、課税口座(特定口座または一般口座)に自動的に移されます。(お手続きは不要です。)※今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性があります。(2025年12月現在)

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.265%(消費税込)(ただし、最低手数料2,750円(消費税込))の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料及び信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。金融商品には株式相場、金利水準の変動等による「市場リスク」、金融商品の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合の「信用リスク」、外国証券である場合には、「為替変動リスク」等により損失が生じるおそれがあります。また、新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」等があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引を行う場合には、その損失の額がお客さまより差入れいただいた委託保証金又は証拠金の額を上回るおそれがあります。各金融商品等ごとに手数料等及びリスクは異なりますので、金融商品等の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書をよくお読みください。

池田泉州ホールディングスグループ



池田泉州TT証券

S I H D

